

みらい平東地区土地区画整理組合設立準備会の発足に伴い、準備会だよりを発行いたします。今後は、事業化に向けた具体的な検討を進めるとともに、準備会だよりの発行による適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 仮同意書の取得状況のご報告

地権者の皆様には、土地区画整理組合設立準備会※を設立するため、令和6年10月から仮同意書の提出をお願いし、**人数ベース、面積ベース共に9割以上**の方から仮同意を取得することができました。

※準備会：事業化に向けて具体的な検討を進める地権者主体の組織

## 土地区画整理組合設立準備会発足のご報告

上記の仮同意書の集計結果に基づき、12月15日(日)に「土地区画整理組合設立準備会」の設置に係る、設立総会を開催いたしました。設立総会では、規約が承認され、準備会が正式に発足するとともに、役員を選任を行いました。また、設立総会の場で、会長に就任した大山氏から小田川市長へ「準備会結成届」および「技術的援助の要請」を提出いたしました。

### 【設立総会の出席者数】

会員総数90名のうち71名出席(うち委任状出席26名)



準備会設立総会の様子



左:大山会長 右:小田川市長

## Q.準備会結成届とは？

土地区画整理事業の事業化には、今後、茨城県への各種申請手続き等が必要となるため、県やつくばみらい市に対し、土地区画整理事業を進めていくための準備会を結成したことを「準備会結成届」として届出るものです。

## Q.技術的援助要請とは？

土地区画整理法第75条の規定により「都道府県知事及び市長村長に対し、土地区画整理事業の準備又は施行のために、専門的知識を有する職員の技術的援助を要請することができる」とされております。

技術的援助を例示すると以下のとおりです。

- (1) 規約等の作成についての指導及び助言
- (2) 事業計画等の作成についての指導及び助言
- (3) 関係機関との調整についての指導及び助言

## 今後のスケジュールについて（予定）

今後につきましては、下記のとおり進めていく予定となっております。

11月	12月	1月	2月	3月	令和7年度	令和8年度
第4回 代表者会  ①仮同意率 ②準備会の設立 ③準備会規約 (案)	12月15日 (日) 午後1時30分 第3回 地権者 説明会 及び 準備会設立総会  ①仮同意率 ②準備会の設立 ③規約制定  第1回 準備会役員会  ①役員選任		第2回 準備会役員会  ①農林調整の状況 ②説明会準備 ③基本協定(案)	(予定) 3月23日(日) 午前10時00分 第2回 準備会総会  ①現状報告 ②スケジュール ③事業協力者 との基本協定	都市計画決定  本同意書取得  組合設立申請	組合設立認可  組合設立総会  業務代行契約

※協議等が順調に進んだ場合のスケジュール

なお、今回の議案について、地権者様からご意見・ご質問等はございませんでした。

### 【問い合わせ先】

発行 みらい平東地区土地区画整組合設立準備会  
事務局 つくばみらい市都市建設部プロジェクト推進課内  
TEL 0297-58-2111 (内線5503・5504)